

新型コロナウイルス感染症経済対策方針の策定について

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」において、「新しい生活様式」の定着を図ることを重点対策として掲げ、段階的に社会経済活動を引き上げていくこととしている中で、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活での安心感に加え、切れ目ない経済対策による事業継続に向けた安心感が必要。

「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」は、「新型コロナウイルス感染症経済対策会議」からの御意見を踏まえながら、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けて、令和2年度内に取り組む施策の方向性を取りまとめたもの。

1. 経済対策方針の位置付け

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」における経済・雇用対策の取組を具体化したものとして位置付け。

2. 経済活動の回復に向けた基本的な考え方

- ①感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。
- ②県内中小企業者等及び消費者双方のマインドを変化させる取組により経済を回す動きを徐々に加速。
- ③危機（Crisis）を変革（Change）によりチャンス（Chance）に変え、次なるステージへ。

3. 速やかに取り組む施策の方向性

新型コロナウイルス感染症感染拡大後、これまでに取り組んできた雇用維持や事業継続のための施策に加え、緊急事態宣言の解除後の動向を踏まえ、国・市町村及び関係機関と連携しつつ、社会経済活動の早期回復に向けて、次の6項目を重点取組分野として掲げ、各分野において令和2年度内に速やかに取り組む施策の方向性について明記。

- (1) 事業の継続と雇用の維持に向けた支援
- (2) 「新しい生活様式」への対応など「コロナの先」を見据えた事業展開
- (3) 県産農林水産品の需要喚起と域内消費の促進
- (4) 安全安心な観光の促進と観光需要回復に向けた取組
- (5) 都市部から本県への人財還流促進
- (6) 地域を支える公共交通網の維持やインフラ整備の推進

青森県新型コロナウイルス感染症経済対策方針
～「新しい生活様式」の定着による本県経済回復への道筋～

令和2年7月31日
青森県

目 次

1. はじめに（知事メッセージ）	1
2. 経済対策方針の位置づけ	2
3. 経済活動・雇用への影響（現状認識）	3
(1) 経済活動への影響	3
(2) 雇用への影響	3
4. 経済活動の回復に向けた基本的な考え方	4
5. 速やかに取り組む施策の方向性	5
(1) 事業の継続と雇用の維持に向けた支援	5
(2) 「新しい生活様式」への対応など「コロナの先」を見据えた事業展開に対する支援	6
(3) 県産農林水産品の需要喚起と域内消費の促進	6
(4) 安全・安心な観光の促進と観光需要回復に向けた取組	7
(5) 都市部から本県への人財還流促進	7
(6) 地域を支える公共交通網の維持やインフラ整備の推進	8
6. コロナの先にある青森の将来に向けて	9
参考1 これまでの取組	10
参考2 青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議設置要綱	12

1. はじめに（知事メッセージ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、去る5月25日に首都圏を含むすべての都道府県において解除され、新型コロナウイルス感染症への対応は、大きな区切りを迎えました。

しかしながら、6月中旬以降、首都圏を中心として感染者数が増加傾向にあり、全国的な感染拡大が懸念される中で、本県においても感染症患者が発生するなど、引き続き感染拡大防止の徹底に取り組んでいく必要がある状況となっています。

5月27日に変更した「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」では、社会経済活動の回復の前提となるソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図ることを重点対策として掲げ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしています。

私は、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活での安心感はもちろんのことですが、切れ目ない経済対策による事業継続に向けた安心感を県民の皆様感じていただくことが、何よりも重要であると考えています。

この「青森県新型コロナウイルス感染症経済対策方針」は、「新型コロナウイルス感染症経済対策会議」からの御意見を踏まえながら、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けて、令和2年度内に速やかに取り組む施策の方向性等を取りまとめたものです。

感染症の影響を乗り越えた先にある青森県が、今まで以上に県民の皆様が支え合い、愛着と誇りを持てる地域として再生できるよう、皆様と心をつなぎ、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

ともに次なるステージに踏み出していきましょう。

青森県知事 三 村 申 吾

2. 経済対策方針の位置付け

「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」が定めた「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針（令和2年4月17日策定、5月27日変更）」では、経済・雇用対策について以下のような取組を進めていくこととしている。

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

本経済対策方針は、「青森県対処方針」で進めることとした経済・雇用対策の取組を具体化するものとして位置付けられるものである。

3. 経済活動・雇用への影響（現状認識）

（1）経済活動への影響

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は、外出自粛等による企業・家計両面の経済活動の停滞に伴う実体経済における需要の喪失から始まっており、観光業、宿泊・飲食業や小売業など、地域の雇用や生活を支える非製造業を中心に、本県経済も直ちに影響を受けた。

緊急事態宣言解除後、小売業等で持ち直しの兆しが見られる一方で、製造業における雇用調整が顕在化するなど、本県経済の回復に向けた動きは、まだ弱い状況にある。

①飲食業・小売業・サービス業

歓送迎会シーズンの懇親会等の自粛に始まり、外出自粛、大規模イベントの中止など、感染症感染拡大に伴い、消費マインドが大きく冷え込んだ。飲食業や小売業の業況判断は改善傾向にあるものの、引き続き厳しい状況が続いている。

一方で、プレミアム商品券や「エール飯」などによる支援の輪の広がりを受けて、テイクアウトの導入をはじめとした前向きな取組を行う事業者も増加している。

②製造業

グローバル規模での部品の納品遅れによる生産の延期・中止、自動車や電子機器などの国内外需要の低迷により幅広い分野の事業活動に深刻な影響が生じている。とりわけ、県内製造業の大部分を占める中小企業においては、生産活動の遅延や受発注の激減により、運転資金の不足や雇用情勢の悪化が顕在化している。

③観光関連産業

都道府県をまたいだ移動の自粛等の影響を受け、本県の観光入込客数・宿泊者数は前年と比較して大きく落ち込んでいる。

観光入込客数・宿泊者数は例年3月から増加に転じ、夏祭りがある8月にピークを迎える。県内宿泊キャンペーン等による需要回復が期待される一方で、多くの夏祭りが中止となるなど、引き続き厳しい状況にある。

④農林水産業

牛肉、ホタテガイなどの魚介類、花きの価格の低下などが見られている。また、外国人材の入国制限による労働力不足、グリーン・ツーリズム客の減少のほか、大型木材加工施設における減産操業に伴う原木の滞留が発生している状況にある。

⑤建設業

公共工事は減少していないものの、新設住宅着工戸数が減少傾向にあり、今後の動向を注視する必要がある。

⑥交通関連産業

国内外をつなぐ航空路線が運休・減便となるなど大きな影響を受けるとともに、地域経済及び県民生活に不可欠な乗合バスや鉄道など様々な交通機関が利用者の減少により大幅な減収を強いられている。

（2）雇用への影響

全国的に景気後退が進む中で、県内においても新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇が発生しているほか、求人数の急激な減少により有効求人倍率が低下しており、雇用情勢は厳しさを増している。

4. 経済活動の回復に向けた基本的な考え方

去る5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、本県の新型コロナウイルス感染症への対応は、経済活動の回復や、文化・スポーツ活動、イベントなどの再開に向け、歩みを速めていく段階に入ったものと考えられる。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞は、県内企業の事業活動や雇用の維持に大きな影響を及ぼしており、地域経済の回復に向けた取組を早期に本格化させていく必要がある。

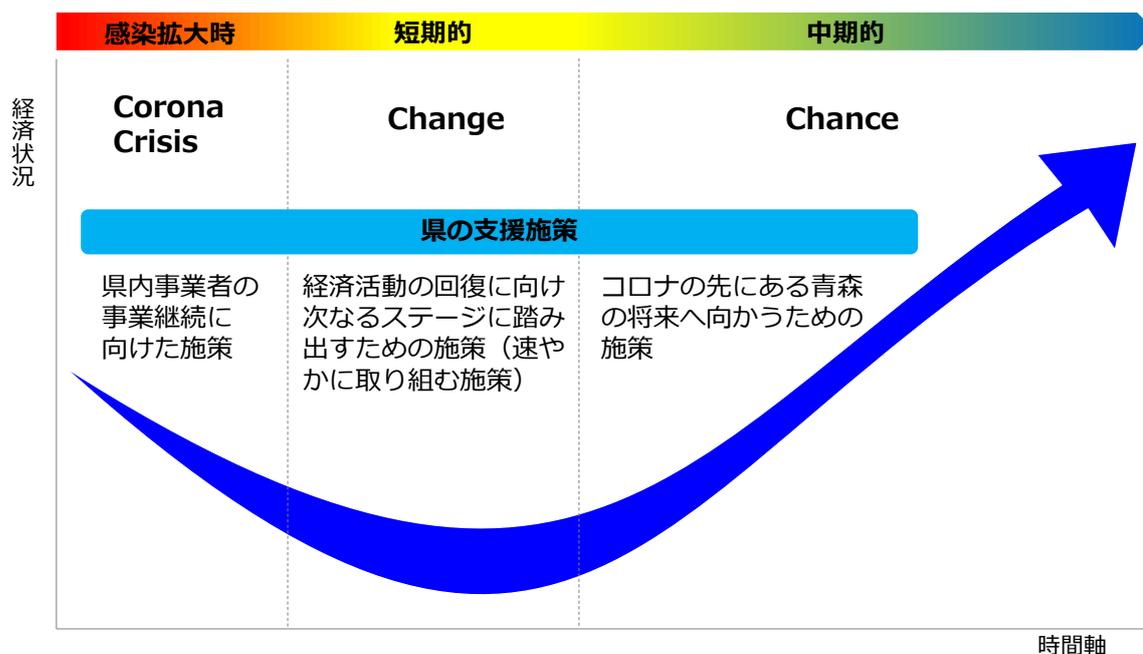
一方で、全国的な人の往来の増加による感染症患者の発生も懸念され、第二波、第三波の到来にも万全の備えを講ずる必要があり、今後は感染拡大防止と社会経済活動の両立が大きな課題となる。

このような状況にあって、経済活動の回復に向けて、まず必要となるのは、需給両面からのマインドの変化である。

国の支援施策の活用を促進するとともに、県・市町村及び関係機関が一体となった支援を行うことで、県内中小企業者等が今後の事業継続に確信を持つことができるようにすることに加え、「新しい生活様式」に対応した取組の支援などにより、消費者のマインドを動かす需要喚起の仕組みを作り、経済を回す動きを徐々に加速する必要がある。

また、施策の検討に当たっては、対象となる業種の特性に十分に配慮するとともに、施策とその効果の時間軸についても考慮しなければならない。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機(Crisis)は、経済活動に変革(Change)を迫るものであるが、国の経済対策等とも連動し、市町村・経済団体・金融機関等と連携した重層的な取組によりチャンス(Chance)に変え、次なるステージに踏み出していく。



5. 速やかに取り組む施策の方向性

県では、5月27日に「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」を変更し、社会経済活動の回復の前提となるソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図ることを重点対策として掲げ、段階的に経済の活動レベルを引き上げていくこととしている。

県としては、これまでも、地域経済の現状を踏まえた雇用の維持や事業の継続のための取組を強力に進めてきたところであるが、緊急事態宣言の解除を踏まえ、国・市町村及び関係機関と連携しつつ、社会経済活動の回復に向けた次なる取組についても迅速に検討の上、速やかに実施していく必要がある。

このため、「経済を回す」ための取組に重点を置いて編成した令和2年度当初予算及び新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえて編成した令和2年度5月補正予算・6月補正予算の各般の施策を積極的に展開し、引き続き県内中小企業者等の事業継続と雇用の維持を支援するとともに、「新しい生活様式」への対応など「コロナの先」を見据えた事業展開を後押しし、厳しい状況下にあっても、前向きな取組を進める中小企業等に対し、切れ目ない支援を行う。さらに、県産農林水産品の需要喚起や観光需要回復に向けた取組を行うことで、本県の強みである観光や農林水産業の成長基調への転換を促進するとともに、事業者応援の気運を醸成する。加えて、感染拡大により顕在化した社会的な価値観の変化を捉えて都市部から本県への人財還流を促進するとともに、地域を支える公共交通網の維持やインフラ整備の推進に取り組んでいく。

(1) 事業の継続と雇用の維持に向けた支援

事業の継続と雇用維持については、国の持続化給付金や雇用調整助成金により下支えされていることに加え、感染症感染拡大の影響が顕在化しつつある段階で速やかに措置された県の制度融資などにより、継続的に支援してきているところである。

一方で、過去の経済危機等を踏まえれば、景気の回復には少なくとも数年の期間を要すると見られ、今後も経済情勢の変化を踏まえた対応が必要であることから、次のような施策に取り組んでいく。

- 事業活動に支障を来している中小企業者・農林水産業者の事業継続のため、引き続き制度融資等により資金繰りを支援するなど、セーフティネット機能を強化する。
- 事業収入に相当の減少があり、厳しい状況に置かれている事業者等に対し、県税を徴収猶予する。
- 離職や休業を余儀なくされた県内企業の従業員等の雇用の確保や就業の支援などに取り組む。
- 地域の雇用維持や経済活性化のため、第三者承継をはじめとする事業承継を地域主体で支援する取組を促進する。
- 県産原木の早期流通への支援に加えて木材生産事業者の経営サポートに取り組むことで、これらに関わる事業者を支援するとともに、木材生産を保育作業等に振り替え

るなどの雇用の維持を図る取組や、木材需要を喚起する仕組みを検討する。

- 資金繰りや雇用維持をはじめとした、県内中小企業者等からの経営相談全般について、国・市町村及び関係機関と密接に連携し、適切な対応を図るとともに、わかりやすい情報発信に努める。

(2) 「新しい生活様式」への対応など「コロナの先」を見据えた事業展開に対する支援

経済活動の本格化に当たっては、感染症感染拡大の過程で生じた社会的な価値観の変化や行動の変容を捉え、社会経済活動の回復の前提となる「新しい生活様式」への対応など、「コロナの先」を見据えた事業展開を図る県内中小企業者等を支援していく必要がある。このため、次のような施策に取り組んでいく。

- 感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、新しい生活様式への県民の理解促進を図るため、積極的に情報発信を行う。
- 感染拡大の防止と社会経済活動の両立のために県内の中小企業者等が実践する、非対面型・非接触型のサービス提供や施設整備、ECを活用した商品開発・販路開拓など、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する。
- ポストコロナ時代の社会経済の変化を見据えた地域のデジタル化実証、「新しい生活様式」の実現に向けたテレワークや非対面型ビジネスなど県内中小企業等のデジタルシフトを促進するとともに、デジタル技術を活用した人材育成に取り組む。
- Web商談や越境ECなどの活用により、「新しい生活様式」に対応しながら、県内中小企業者等の海外への販路開拓や技術連携、インバウンドへの訴求力強化を支援する。
- 感染症感染拡大による生産活動への影響に対応するとともに、「新しい生活様式」を踏まえた生産プロセスの改善のため、デジタル化・スマート化に取り組む県内製造業を支援する。
- AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業技術等の導入による省力化を推進する。

(3) 県産農林水産品の需要喚起と域内消費の促進

感染症感染拡大の影響により落ち込んだ県産農林水産品に対する需要や、小売店・飲食店等の域内消費の回復に向けては、これまでの取組により構築されたネットワークを活用し、官民挙げて県内外での販売強化に戦略的に取り組むとともに、小売店・飲食店等の受入環境を整備し、域内消費を促進する必要がある。このため、次のような施策に取り組んでいく。

- 県内及び国内の収束状況に応じて、県内外の量販店・飲食店等においてフェアを実施するなど、効果的な販売促進活動を行う。
- 県産食材を学校給食に提供することなどにより、生産者等を支援する。
- 市町村・商工団体等とも連携した需要喚起の取組に加え、「新しい生活様式」に対応した取組を進める事業者を情報発信することなどにより、域内経済の活性化を図る。

(4) 安全・安心な観光の促進と観光需要回復に向けた取組

観光関連産業では、県内での多くの夏祭りが中止になるなど、引き続き厳しい状況にある。

このため、県内観光関連事業者との連携を密にして、効果的な感染防止対策を講じることで、観光客や県民の安心感を高めるとともに、観光需要の早期回復に向けて、これまで築いてきた国内外の企業や人財とのネットワークを活かしながら、県内・国内・海外へと段階的に次のような施策に取り組んでいく。

- 感染防止対策を自主的に実施する観光事業者の取組を支援し、国内外へ情報発信する。
- 感染防止対策を含むイベントの運営方法等について県の専門家を派遣するほか、市町村や民間主催のイベント開催情報を集約し、発信する。
- 県内宿泊キャンペーンを展開し、域内流動を促進するほか、国内の感染状況や「Go To キャンペーン」をはじめとした国の動向も見据えながら、誘客を推進する。
- 感染症感染拡大へのリスクを考慮し、修学旅行の延期中止を検討している県内外の学校を対象として、助成制度を設けることにより、県内での開催を促進する。
- 体験メニューを取り入れたツアーを造成し、受入態勢を強化するとともに、収束状況に応じたグリーン・ツーリズムの国内外へのPR活動を展開する。
- 東アジア（韓国、中国、香港、台湾）に向けた情報発信の強化やプロモーション等を実施する。

(5) 都市部から本県への人財還流促進

感染症感染拡大により導入が進んだテレワーク・リモートワークの定着やワーケーション促進の動き、オンラインを通じたプライベートでのつながりの深まりといった社会的価値観の変化や行動の変容は、本県の魅力や強みの再定義につながる可能性を秘めている。

また、県内中小企業者等の採用活動、県出身者等の本県への就職活動についても、感染症感染拡大の影響をきっかけとして変化する動きが出てきている。このような動きを捉え、次のような施策に取り組んでいく。

- 都市部から地方への移住に対する関心の高まりに対応し、移住関心層に対して本県の仕事に関する情報や暮らしの魅力を積極的に発信し、移住を後押しするための働きかけを強化する。
- 移住の促進とともに、関係人口の拡大に向けた取組を強化し、本県での創業や事業承継につなげるとともに、UIJターンによる創業や農林水産業における就業について、地域における受入・支援体制等の充実・強化を図る。
- 感染拡大を防止するとともに、時間と距離の制約を受けないオンラインによる合同企業説明会の開催などインターネットを活用した採用活動や就職活動の支援を通じて、県内定着と人財還流の促進を図る。

- 地方におけるテレワーク・リモートワークの増加を見据え、IT関連企業の誘致に積極的に取り組むとともに、そこで働くIT人財のUIJターンを促進する。
- 首都圏大学等とのUIJターン就職促進に係る連携協定に基づき、県外学生に県内企業や本県での暮らしに関する情報を届け、県外学生の県内還流を促進する。

(6) 地域を支える公共交通網の維持やインフラ整備の推進

社会経済活動の再開に当たっては、交通事業者等が「新しい生活様式」に対応しつつ、公共交通機関や地域インフラがこれまで同様の機能を発揮することが重要である。このため、次のような施策に取り組んでいく。

- バス、鉄道等の交通事業者が行う感染拡大防止対策やキャッシュレス導入など、「新しい生活様式」に対応した運行に必要な取組を支援するとともに、公共交通機関の利用を促進する。
- 航空需要の回復と観光を基軸とした地域活性化を図るため、関係機関と連携し、航空路線の利用促進や二次交通対策等を実施する。
- 地域経済の下支えとなるよう、公共事業の早期発注に努める。
- 経済活動の基盤となるインフラの機能強化等に向けて、必要な公共事業の推進に取り組む。

6. コロナの先にある青森の将来に向けて

新型コロナウイルス感染症が収束に向って行く中で、各分野で収束後に向けた準備を進めることになるが、感染症との共存、そしてそれを乗り越えた先にある世界は、必ずしも現在の延長線上にあるわけではない。

農林水産業や観光を始めとする本県の強みを生かしながらも、これまでとは異なる地平を意識し、時間軸を考慮して、新たなチャレンジに迅速かつ適切に取り組んでいかなければならない。

このため、速やかに取り組む施策による社会経済活動の回復状況を踏まえつつ、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化について、今後も検討を進めていく必要がある。

引き続き市町村・関係機関等と緊密に連携し、有識者等の御意見をいただきながら、本県経済の更なる発展に向けて、着実に取組を進めていく。

これまでの取組

- (1) 県内中小企業者の事業活動の縮小や雇用への対応をするため、資金繰り対策等を実施
(R 元補正予算第 5 号、R2 補正予算第 1 号 (ともに 3 月 24 日可決))
 - 青森県特別保証融資制度 (経営安定化サポート資金「災害枠」) の融資枠を拡大
 - 上記に係る保証料を軽減
 - 入国制限措置等に伴い人手不足が拡大している農業における労働力確保対策の実施

- (2) 県内中小企業者の事業活動の縮小や雇用への対応をするため、観光業等への対応や、県内消費拡大のための取組を実施 (R2 予備費 (4 月 1 日))
 - 県内事業者による新型コロナウイルス感染症に係る安全対策の情報発信
 - 県産農林水産品の県内消費拡大を促すためのキャンペーンの実施

- (3) 県内中小企業者の資金繰りを支援するため、特別保証融資制度の災害枠の更なる拡充等を実施 (R2 専決第 1 号 (4 月 22 日))
 - 青森県特別保証融資制度 (経営安定化サポート資金「災害枠」) の融資枠を更に拡大
 - 上記に係る金利を一定期間無利子化
 - 上記に係る信用保証料を免除
 - 上記に係る融資限度額を現計予算の枠内で引き上げ (6 月 15 日付け)

- (4) 県からの休業要請等に協力する中小企業者に対する協力金の支給及び地域経済の維持・回復を図るための市町村の取組に対する支援を実施 (R2 専決第 2 号 (4 月 27 日))

- (5) 事業継続に困難を来たしている事業者等に対する支援や地域経済の回復に向けた対策を実施 (R2 補正第 2 号 (5 月 15 日可決))
 - 地域公共交通を維持するための各交通事業者に対する支援
 - 商工会等が行うクラウドファンディング等を活用したプレミアム食事券の発行に対する支援
 - 販売が落ち込んでいる県産農林水産品の需要回復と県内外での販売活動の促進
 - 県産牛肉の消費拡大に向けた学校給食への提供
 - 国内旅行需要回復に向けた情報発信及びキャンペーン企画、モニターツアー等の実施
 - 県産農林水産品輸出拡大に向けた P R、通販サイトによる販路開拓等の実施 など

- (6) 雇用維持・事業継続を支援するとともに、社会経済活動を再始動するための取組を実施 (R2 補正第 3 号 (6 月 30 日可決))
 - 感染症の影響により売り上げが減少している事業者が取り組む感染拡大防止と事業の維持発展を図るための新しい生活様式の実践に対する応援金の支給
 - 中小企業・N P O 法人や協同組合等による新しい生活様式に対応したビジネスモデルの構築・転換への取組に対する支援

- 県内企業のオンライン合同説明会の開催や機材等の導入支援、県内就職を目指す学生・生徒のオンラインによる就職活動のスキルアップ支援
- 国産の加工・業務用野菜等に対する需要の増加に対応し、継続的・安定的な供給を図るための共同利用施設の整備等を支援
- 輸出先国における市場の変化や新たな輸出先国における規制等に対応するための食品製造事業者等の施設・設備の整備を支援
- ホタテガイ加工品の消費拡大に向けた学校給食への提供
- 県産地鶏肉（青森シャモロック）の消費拡大に向けた学校給食への提供
- 県産花きの消費拡大に向けた公共施設等における展示等の取組に対する支援
- 滞留している県産原木を早期に流通させるための県外・国外工場への振替輸送に要する経費に対する支援
- 青森空港・三沢空港発着国内路線の利用促進に向けたPR及び旅行商品造成支援等
- 青森空港国際定期便の運航再開に向けた航空会社等への支援及び利用促進 など

(7) 県内観光産業の回復を図るため、県内宿泊モニターツアーキャンペーンを拡充 (R2 専決第3号 (7月16日))

青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が国内外の各産業分野に拡大する中、本県経済への影響を最小限に食い止め、県内中小企業の事業活動の早期の正常化と成長基調への転換を促進するため、県に対して助言等を行う「青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議」を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会議に委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長代理は、委員長が指名した委員をもって充て、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めた場合は、第2条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、商工労働部地域産業課において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年5月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の会議の招集は、商工労働部長が行う。

附則

この要綱は令和2年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分野	機関名	役職	氏名	備考
学識経験者	青森公立大学	学長	香取 薫	
	弘前大学大学院	教授	佐々木 純一郎	
産業界	青森県商工会議所連合会	常任幹事	葛西 崇	
	(公財)21あおもり産業 総合支援センター	専務理事	津島 正春	
金融機関	青森銀行	地域振興部長	長内 琢己	
	みちのく銀行	地域創生部長	中川原 有祐	
市町村	青森県市長会	常務理事	相馬 政美	
	青森県町村会	常務理事	原田 啓一	
オブザーバー	日本銀行青森支店	支店長	勝浦 大達	
	青森労働局	職業安定部長	井上 靖治	